

住民税非課税世帯等にたいする 臨時特別給付金(1世帯10万円)

支給対象者

1. 住民税非課税世帯等 (「確認書」の返送が必要です)

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。(生活保護世帯も支給対象です。)

対象世帯に、市が「確認書」を送付します。確認し、交野市に返送してください。
2月25日(金) 確認書の発送
3月10日(木) ~ 支給開始予定 ※返送書類受理後、約2~3週間で支給
【提出期限: 5月25日】

※世帯の中に、令和3年1月2日以降に交野市に転入した方がいる場合は、日程が異なり、添付書類・申請書の返送が必要です。

2. 家計急変世帯 (申請が必要です)

令和3年1月以降、新型コロナの影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯。(目安は表1の収入・所得以下: 給与収入の場合)

※世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が非課税水準以下(表1の限度額以下)になる方が対象

【表1】住民税非課税相当となる収入、所得額の目安(給与収入の場合)

扶養している家族の状況	非課税相当限度額 (収入ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身、または扶養親族なし	100万円	45万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	156万円	101万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円	136万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円	171万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円	206万円
障害者、寡婦、ひとり親、未成年者の場合	204.3万円	135万円

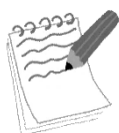
申請書は、3月中頃から、市ホームページからダウンロード、または郵送希望の方は給付金推進室までお問合せください。ゆうゆうセンター福祉部の窓口でも配付します。収入額を確認できる書類等の添付書類とともに、郵送で提出。

3月中頃~ 申請書のアップロード

3月16日(水) 申請書受付開始(原則、郵送のみ)

申請書類受理後審査し、該当世帯に約3週間で支給

【提出期限: 9月30日】



お問い合わせ 交野市役所 臨時特別給付金推進室
フリーダイヤル 0120-092-191
平日 9:00~17:30(土・日・祝日をのぞく)

かたの民報

2022年2月25日
NO. 1755

【発行】

日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ

私部 1-1-1
☎892-0121



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835



藤田 まり
私部西
2-16-13-310
☎397-3027



北尾 まなぶ
倉治 7-8-7
☎893-3163